

城陽市公用車広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「城陽市（以下「市」という。）が運行する公用車（以下「公用車」という。）」への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 公用車に掲載することができる広告は、市民生活の利便性の向上に寄与するものであって、その範囲は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 市の施策に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (10) その他公用車に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、城陽市税等の滞納があるものの広告は、掲載しないものとする。

3 公用車に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告の優先順位)

第3条 掲載する広告の順序は、次のとおりとする。

- (1) 市内に事業所等を有する私企業及び自営業
- (2) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれに類するもの
- (3) 第1号に該当しない私企業及び自営業
- (4) その他市長が公用車に掲載する広告として適当と認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の寸法及び掲載位置は次のとおりとする。

- (1) 広告の寸法は、縦50センチメートル横60センチメートルとする。ただし、広告の下から縦10センチメートル横60センチメートルには、「歴史と未来をつなぎ、人をはぐくむ 緑のまち・城陽」の文字を入れるものとする。（別紙「広告掲載例」を参照）
- (2) 広告の掲載位置は、公用車車体の両側面2箇所とし、これを1枠とする。
- (3) 広告の対象車両は別紙「広告対象車両一覧表」のとおりとする。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、公用車車体の両側面で1台当たり年額16,800円とする。但し、年度途中で広告掲載を開始した場合においては、1台当たり月額1,400円とする。

(広告の掲載方法)

第6条 広告は、マグネットシートの貼付によるものとし、車体塗装は行わない。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は市の指定する日から申込のあった年度の末日(3月31日)までとする。その後は最長3年間までは1年単位で掲載期間を更新することができるものとする。

なお、掲載の更新を希望する場合は、城陽市公用車広告掲載期間更新申込書(様式第3号)を3ヶ月前までに提出しなければならない。

- 2 前項の掲載期間には、広告の掲載及び撤去の作業にかかる期間を含むものとする。
- 3 広告が貼付されている車両を更新する場合は、更新した新車両に広告を貼付することとする。

(費用負担)

第8条 広告の製作、掲載及び撤去に係る費用は広告主(広告を公用車に掲載しようとするもの。以下同じ。)が負担するものとする。

- 2 天災その他の不可抗力による毀損又は破損及び第三者による広告物の毀損、盗難、遺失等については、市はその責を負わない。この場合、広告主は再度、広告を制作し、掲載するものとする。ただし、市の責に帰すべきことが明らかな場合は、この限りでなく、市が当該広告を原状回復させなければならない。
- 3 経年に起因する広告物の色あせなどの劣化については、市長が経費を負担する修復の対象としないものとする。
- 4 広告の撤去により公用車の車体塗装の剥離が生じた場合には、広告主が当該公用車の車体塗装を原状回復させなければならない。

(広告掲載の募集)

第9条 広告の掲載募集は、広報及び市ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第10条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、城陽市公用車広告掲載申込

書（様式第1号）により市長に申し込むものとする。

（広告掲載決定等）

第11条 市長は、前条の申込書を受理したときは、審査のうえ広告の掲載の可否を決定し、城陽市公用車広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知を行うものとする。

2 広告掲載が適当と認める申込み台数が、第4条の別紙台数を超える場合及び広告掲載車種については、第3条に規定する優先順位の他掲載希望月数と掲載希望台数の多い広告主を優先し、その後、それらの条件が同じとなる場合は抽選により決定を行うものとする。

（審査委員会）

第12条 広告掲載について審査を行うため、公用車広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、次の者をもって充てる。ただし、必要に応じて車両所管所属長を出席させることができる。

(1) 公用車管理担当部長等

(2) 公用車管理担当課長等

(3) 商工振興担当課長等

(4) 財政担当課長等

(5) 青少年健全育成担当課長等

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、公用車管理担当部長等をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、公用車管理担当課長等をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員会の庶務は、公用車管理担当課において処理する。

（持ち回り審査）

第13条 前条にかかり、特段の事情で委員長が開催を要しないと認めた場合は、委員会の付議すべき事案について持ち回りにより審査することができる。

（広告掲載料の納付）

第14条 広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市の指定する期日までに、希望する広告掲載期間にかかる広告掲載料を年度に応じて、一括して納付しなければならない。

（広告内容の責任）

第15条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告内容の変更)

第16条 市長は、広告の内容が法令等に違反している、若しくはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他なんらかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (3) 広告主又は広告の内容が法令等に違反している、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- (4) 前3号に規定するもののほか、市長が広告掲載を適切でないと判断したとき

2 前項2号から第4号までの規定により広告掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第18条 広告主は、すでに決定を受けた広告の掲載を取り下げることができない。ただし、やむを得ない理由により、市長が認めた場合はこの限りではない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第19条 すでに収められた広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により広告が掲載できなかったとき、又は前条第1項により掲載の取り下げが認められたときは、その一部又は全部を還付することができる。

(補則)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 この要領による改正後の城陽市公用車広告掲載の取扱いに関する規定は、この要領の施行の日以後に開始される公用車広告掲載について適用し、同日前による改正前の城陽市公用車広告掲載の取扱いに関する要領の規定によりなされた公用車広告掲載については、なお従前の例による。

城陽市公用車広告掲載申込書

城陽市長 様

城陽市公用車広告取扱要領及び城陽市公用車広告掲載基準に同意し、同取扱要領第10条の規定に基づき、広告の原稿を添えて以下のとおり申し込みます。また、申し込みにあたり城陽市が城陽市税の納付状況等の調査を行うことに同意します。

※納付状況等調査は、事業者（法人格がない場合は代表者）に対して行います。

広告掲載希望者	事業所の住所（所在地）			
	ふりがな 事業者等名			
	※法人格の有無について○印をつけてください		有 ・ 無	
	ふりがな 代表者役職名・氏名		⑩	
	※個人事業者で、事業所の住所と代表者の住所が違う場合は、代表者の住所を記入してください			
	ふりがな 担当者氏名			
	連絡先	TEL		
		FAX		
		Eメール		
	業種 ※複数ある場合はすべて記載			
所 に つ い て も ご 記 入 く だ さ い。 ★ 告 告 代 理 店 か ら の お 申 し 込 み の 場 合 は 、 告 告 掲 載 さ れ る 事 業	事業所の住所（所在地）			
	ふりがな 事業者等名			
	※法人格の有無について○印をつけてください		有 ・ 無	
	ふりがな 代表者役職名・氏名		⑩	
	※個人事業者で、事業所の住所と代表者の住所が違う場合は、代表者の住所を記入してください			
掲載希望期間 および掲載希望台数	車両No. ()	車両No. ()	車両No. ()	
	令和 年 月 ～令和 年 月 (ヶ月)	令和 年 月 ～令和 年 月 (ヶ月)	令和 年 月 ～令和 年 月 (ヶ月)	
	法人等の概要			
※会社案内、パンフレット等で業種や業務内容がわかるものを添付してください				

様

城陽市長 奥田 敏晴

城陽市公用車広告掲載決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みのありました城陽市公用車への広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	公用車 () への広告を <input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない	
掲 載 車 両 掲 載 期 間 および掲載料金	車両No.	
	掲載期間	令和 年 月～令和 年 月 (ヶ月)
	掲載料金	@ 1, 400 / 月 × (カ月) 計 円
	※年度ごとに納付の期日を指定した文書を別途送付します。	
掲 載 し な い 理 由		
そ の 他		

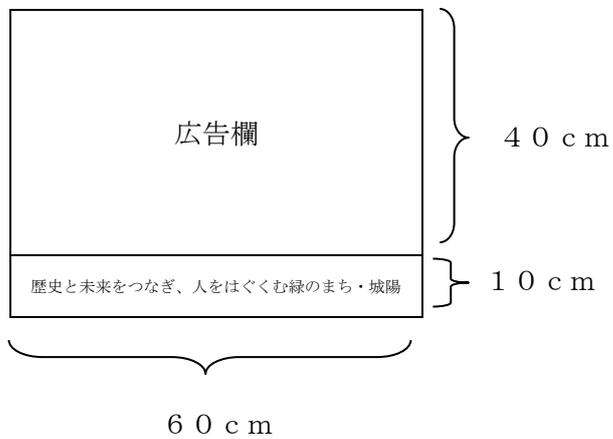
※ 広告掲載を止められる場合は、広告の撤去又は処分費用は自己負担となりますので、掲載期間の最終日までに公用車管理担当課に申出の上、撤去して下さい。

別紙

【広告対象車両一覧表】

No.	所属	車両番号	車種	車両形状

【広告掲載例】



城陽市公用車広告掲載期間更新申込書

城陽市長 様

城陽市公用車広告取扱要領及び城陽市公用車広告掲載基準に同意し、同取扱要領第7条の規定に基づき、広告掲載期間の更新を申し込みます。

広告掲載期間更新希望者	事業所の住所（所在地）		
	ふりがな 事業者等名		
	※個人事業者で、事業所と事業者の住所が違う場合は、事業者の住所を記入してください		
	ふりがな 代表者役職名・氏名		印
	ふりがな 担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
		Eメール	
業種 ※複数ある場合はすべて記載			
現在広告を掲載している車両			
現在の広告掲載期間	令和 年 月から令和 年 月まで（1年 ヶ月）		
更新希望期間	令和 年 月から令和 年 月まで（1年 ヶ月）		
その他	申込みにあたっては、城陽市が城陽市税等の納付状況調査を行うことに同意します。 (事業者名) (代表者名)		

※「代表者役職名・氏名欄」と「その他欄」の代表者の印は、必ず同一の印を押してください